

立川市立第六小学校PTA 細則

第1章 細則の制定

第1条 この細則は、立川市立第六小学校PTA規約に基づき、この会の運営と活動を円滑に推進するために定める。

第2章 会費（規約第7条）

第2条 会費については、定期総会にて承認された予算を基に金額を定めるものとし、集金前に金額と集金方法を全会員に告知する。

2 転出入による年度途中の入退会の場合、1学期中はその年の会費の全額を、2学期中は半額を集金または返金することとし、3学期中については集金及び返金はしない。

第3章 本部役員会の運営および本部役員の任務（規約第27条）

第3条 本部役員会の会議は全員一致を原則として、執行の連帯責任を負う。

第4条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 総会および運営委員会を招集する。
- (3) 本部役員会を招集する。
- (4) 他の団体、機関に対してこの会を代表する。

第5条 副会長は次の職務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長不在のときは、職務を代行する。
- (2) 総会、運営委員会、本部役員会の議事運営と記録を行う。
- (3) 学校および地域諸団体との連携、協力を努める。

第6条 会計は次の職務を行う。

- (1) この会の会費の集金を行い、会計事務を管理する。
- (2) 会長とともに、次年度の予算案を作成する。
- (3) 総会において予算の説明、決算および資産の報告を行う。

第7条 庶務は次の職務を行う。

- (1) この会の関係書類を管理する。
- (2) この会の備品および消耗品を管理する。
- (3) 副会長の補佐をする。

第4章 学年委員の任務（規約第30条）

第8条 学年委員は相互に協力して学年の児童および保護者と担当教員の交流や、学校生活において家庭と学校の連携をはかる。

第9条 学年委員は運営委員会に出席し、活動内容の報告等を行う。

附則

(施行期日)

この細則は、平成8年4月20日から施行する。

附則

この細則は、平成11年5月29日から施行する。

附則

この細則は、平成13年4月21日から施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年4月21日から施行する。

附則

この細則は、平成20年12月13日から施行する。

附則

この細則は、平成22年4月17日から施行する。

附則

この細則は、令和2年7月31日から施行する。

附則

この細則は、令和6年12月5日から施行する。